

茅ヶ崎市景観計画の変更について

景観重要公共施設の指定に伴う茅ヶ崎市景観計画の変更

景観重要公共施設の指定をするための景観計画の変更につきましては、景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定に基づき、都市計画審議会へ意見を聴くこととなっております。

景観計画抜粋（第三章 3-1 ページ・3-2 ページ）

3-1 景観資源とは

景観資源とは、景観法や景観条例に基づき指定する景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木及びちがさき景観資源の4つを総称するものです。

道路、河川、建造物、樹木などのうち、本市の景観形成上で特に重要なものについては、景観法及び景観条例に基づき、景観資源に指定し、保全・活用に努めていきます。

景観資源	指定対象	指定の効果
景観重要公共施設	道路（道路法）、公園（都市公園法、自然公園法）、河川（河川法）、海岸保全区域（海岸法）、漁港（漁港漁場整備法）など、各種法に規定されている公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 管理者が各公共施設の整備する場合に基準（形態意匠、高さなど）に即して整備を進めることになります。 施設管理者以外が設置する占用物の設置基準を定めることができます。
景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化の面から外観が景観上の特徴を有し、市民等にも愛着のある建造物	<ul style="list-style-type: none"> 建造物の増築・改築、外観の修繕、移転等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。
景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化の面から樹容が景観上の特徴を有し、市民等に愛着のある樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採や移植等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。
ちがさき景観資源	みどり、水辺、公共空間、まち並み、心象、眺望、その他良好な景観を形成しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 上記3つのような規制策はありませんが、茅ヶ崎が有する資源等のPRになります。

3-2 景観重要公共施設の指定方針

1) 指定方針

景観ベルトや景観ポイントなど茅ヶ崎の良好な景観形成に大きな影響を与えており、市民や来訪者に親しまれている公共施設（道路、公園、河川など）は、順次、景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設に指定します。なお、指定にあたり「整備に関する事項」については、次のとおりの基準に基づき、内容を定めていきます。

2) 整備に関する事項について

第2章「良好な景観の形成に関する方針」や第5章「公共施設の整備」を参照する。

・第2章「良好な景観の形成に関する方針」や第5章「公共施設の整備」を参照する。

・施設の種別又は公共施設の位置する区域に応じて、次に示すガイドライン等を参照する。

- 「海岸景観形成ガイドライン」国土交通省河川局・港湾局・農水産省農村振興局・水産庁（平成18年1月）
- 「道路デザイン指針（案）」国土交通省（平成17年3月）
- 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」国土交通省（平成29年3月）
- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」国土交通省・警察庁（平成28年7月）
- 「海南なぎさデザインガイドライン」林業川原（平成30年3月）

3) 占用許可に関する事項について

・占用物件等については、神奈川県等の占用許可等の基準に適合すること。

・施設の性質を考慮し、公益性の低いものについては占用物件を限定すること。

・ゾーン別に定めている色彩基準等を参考に占用物の形態意匠を定めること。

4) 占用許可等の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要です。このため、国や県が管理している公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。

国及び県が管理する公共施設

茅ヶ崎市へ事前確認 → 事前確認書の送付 → 国・県施設管理者へ → 占用許可申請等 → 市施設管理者へ → 市が管理する公共施設 → 占用許可等 → 行為着手

良好な景観の形成を図ることが可能

河川を整備する際の基準を定める

河川内に築造する工作物等の占用許可基準を定める

※景観重要公共施設の占用許可等については、市の事前確認書が添付して公共施設管理者に許可申請をした方については、景観計画違反（特別措置法）に基づく処罰を受ける。内訳の届出は必要ありません。



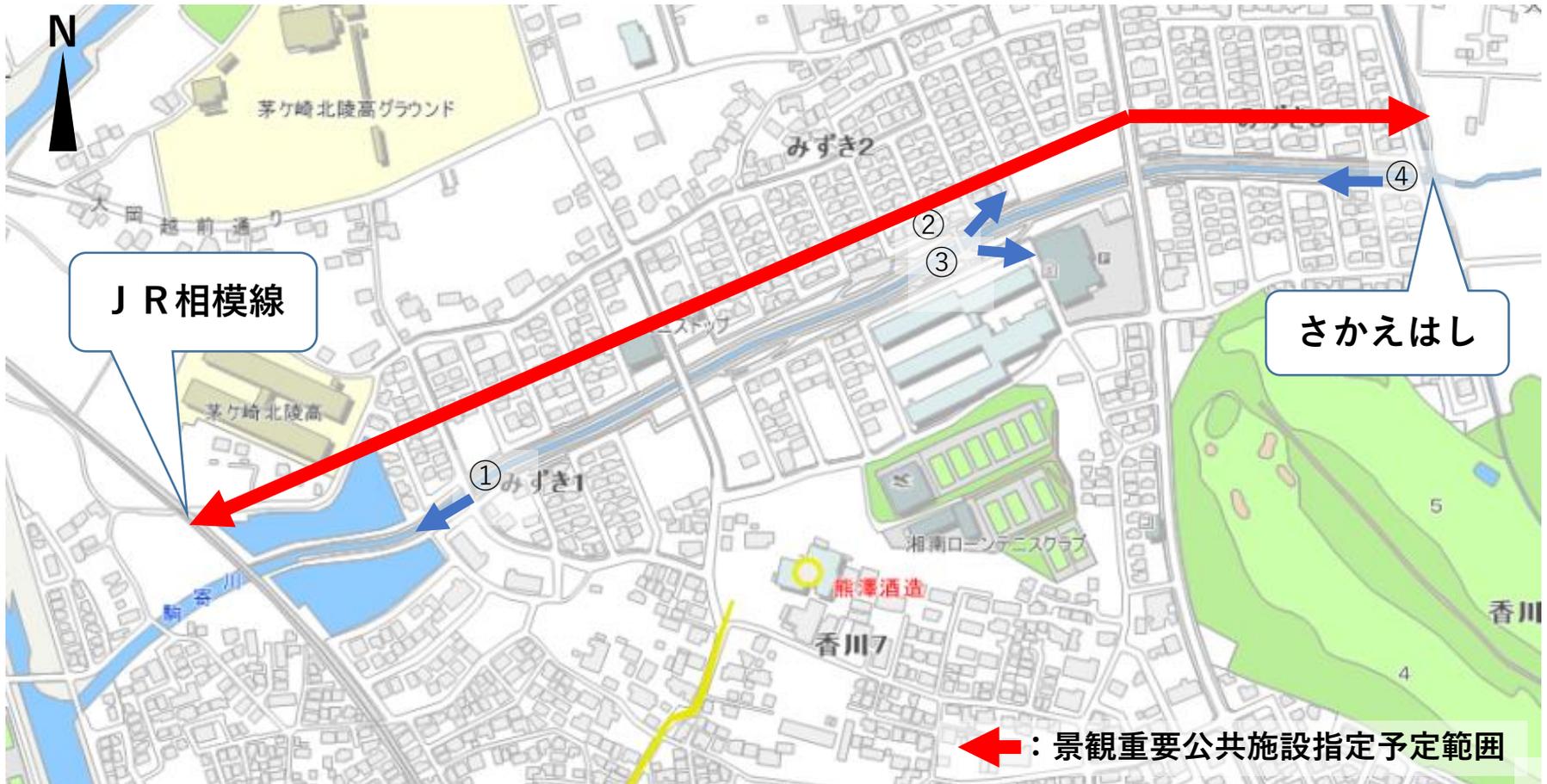
●駒寄川の概要

茅ヶ崎市の北側に位置しており、清水谷(特別緑地保全地区)を主な水源とし、西に約4km経て、小出川と合流しています。

●景観計画で都市河川ベルトに指定

生き物が生息・育成する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しめる環境整備を進め、自然環境の保全・創出に努める方針が示されています。





→ 茅ヶ崎市博物館・浄見寺

↓ 香川駅

- 土地区画整理事業(平成19年竣工)により整備され、自然・住環境が一体となった良好な住宅地景観を形成しています。
- 公園と一体に整備された親水護岸があり、水辺の自然環境を楽しむことができます。
- 河川沿いには河川管理用通路が整備され、歩行者通路として利用されており、自然豊かな河川景観を楽しみながら散策できる空間となっています。

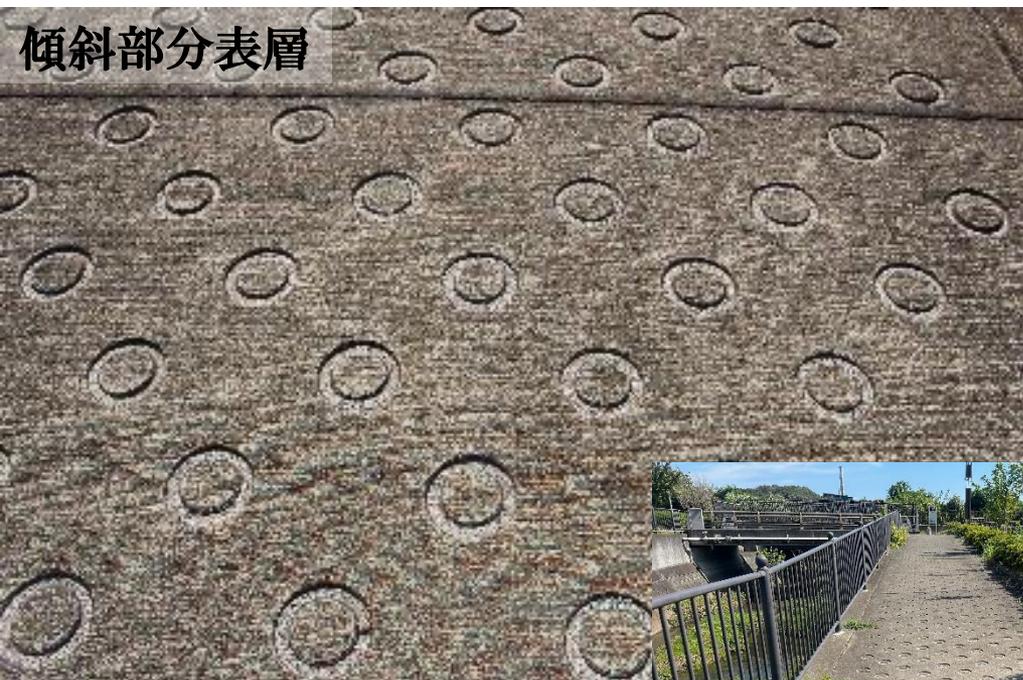


現在の景観的に優れている部分を次世代へと継承できるように景観重要公共施設に指定したいと考えています。



指定候補区間の調査

調査結果① 河川管理用通路の表層

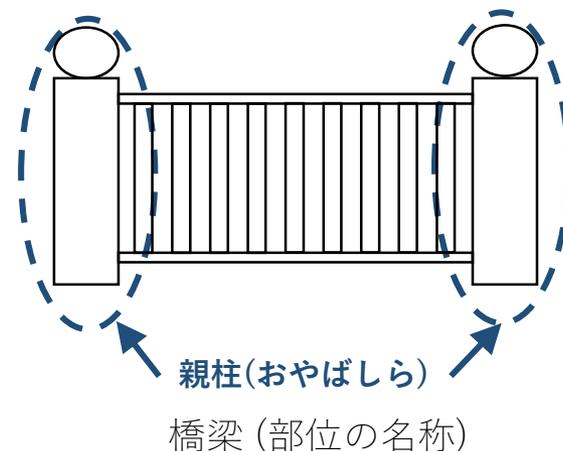


【主な特徴】

- 傾斜部分はコンクリート舗装にすべり止め措置がされており、平坦な部分は白い砂利が敷き詰められていた。

指定候補区間の調査

調査結果② 橋梁の親柱



【主な特徴】

- 河川内には5つの橋梁があるが、それぞれ色や素材・デザインが違う親柱となっている。

指定候補区間の調査

調査結果② 橋梁の高欄

さかえはし



新駒寄橋



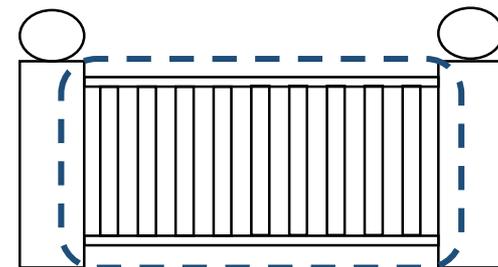
みずきはし



北陵橋



のぞみはし



高欄(こうらん)

橋梁 (部位の名称)

【主な特徴】

- みずきはしの高欄のデザインは親柱と一緒に木のような意匠となっている。
- その他の4つの橋は素材は一緒であるが色見が金・銀・茶色など違う。
- いずれも透過性があり、河川が見通せる圧迫感のないデザインとなっている。

調査結果③ 親水護岸の工作物・舗装



注意書き(市設置)



転落防止柵



車止め



舗装



親水護岸(全景)

【主な特徴】

- 親水エリアの転落防止柵は白となっており、デザインが工夫されています。
- 親水エリアの舗装は石畳となっている。
- 親水エリアの注意書きがされている公共サインは白色となっている。

指定候補区間の調査

調査結果④ その他工作物

車止め



転落防止柵(黒)



ベンチ



転落防止柵(茶)



街灯



【主な特徴】

- 河川の周りに設置されている転落防止柵は黒がほとんどであったが、JR相模線側の区間では茶色となっていた。
- ベンチや街頭には茶色が使われていた。
- 河川管理用通路上の車止めは石でできており、白に近い色をしている。

整備に関する事項及び占用許可基準の素案について

対象区間の景観特性や現地調査及び関係課協議の結果、整備に関する事項及び占用許可基準の素案を作成しました。

施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	さかえはし～ＪＲ相模線（河川管理用通路含む）
景観要素	遊歩道（河川管理用通路）、橋梁、植栽帯、自然の流水
整備に関する事項 （景観法第８条第２ 項第４項口）	<p>河川整備にあたっては、「河川景観の形成と保全の考え方」に準拠するとともに、安心安全な治水の確保を前提としつつ、自然が身近に感じられ、周辺の住宅地と一帯となった河川の環境整備に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、彩度４を超える色彩を使用しない。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。・河川内は電線等の横断を避け、眺望を阻害しない。 <p>○周辺環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺の住環境・公園・植栽帯との調和を意識し、一体的な整備を行う。・自然環境に配慮する。 <p>○橋梁</p> <ul style="list-style-type: none">・高欄は透過性の高いデザインとし圧迫感を与えないようにする。
占用許可基準 （河川法第２４条又 は第２６条第１項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、彩度４を超える色彩は使用しない。・キャラクターなどの占用物は控える。

経過及び今後の予定

令和4年 4月～	基礎調査、指定作業開始
令和4年 6月14日	景観まちづくり審議会へ報告
令和4年 7月～9月	実態調査 指定案作成・関係部署及び関係者との協議
令和5年 1月～2月	原案確定 管理者である下水道河川管理課・道路管理課の同意 関係課(下水道河川建設課・公園緑地課)の支障なしの回答
令和5年 3月23日	令和4年度第3回景観まちづくり審議会に諮問 ・同日答申(異議なし)
令和5年 6月2日	令和5年度第1回都市計画審議会へ諮問
令和5年 6月中旬頃	都市計画審議会より答申頂ければ指定予定